

北里大学外部評価委員会規程

平成26年 3月20日制定

平成28年11月 1日改正

(目的)

第1条 この規程は、北里大学の組織及び教育・研究・診療・社会貢献等の諸活動に関する外部評価を行うために設置する北里大学外部評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定める。

(外部評価の目的)

第2条 外部評価は、北里大学における自己点検・評価活動の客観性・妥当性を高め、本学の教育・研究・診療・社会貢献等の諸活動の質を保証し、更なる改善・向上に資することを目的とする。

(業務)

第3条 委員会は、北里大学が行う自己点検・評価活動に対する評価を行う。

(構成)

第4条 委員会は、学校法人北里研究所の役員及び教職員でない、大学評価業務に経験又は造詣を有する外部の有識者若干名をもって構成する。

- 2 委員の任期1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員は、外部評価を行う年度ごとに、学長が指名し委嘱する。
- 4 委員長は、委員の中から学長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長が指名する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 7 委員会には、学校法人北里研究所の役員及び教職員の中から若干名が、オブザーバーとして出席する。

(運営)

第5条 委員会は、委員長が必要と認めたとき又は委員の過半数の要求があったときに、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数の同意をもって決する。
- 3 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 委員会は、審議のため必要があるときは、関係部署に対して資料の提出を求めることができる。

(外部評価手続き)

第6条 委員会は、当該実施回における外部評価を行うための基本方針を定め、そのうえで次の各号に定める手続きによって外部評価を行う。

- (1) 自己点検・評価の結果報告書又はこれに準ずる文書の確認
- (2) 学校法人北里研究所の役員及び教職員等との面談

(3) その他、自己点検・評価の適切性を確認するために必要な措置

2 委員会は、評価した結果を学長へ報告する。

(評価結果の公表)

第7条 外部評価結果は、公表するものとする。

(守秘義務)

第8条 委員会委員は外部評価に関わる業務を遂行するにあたり知り得た事項について、これを第三者に漏えいしてはならない。

(事務局)

第9条 委員会の事務は、北里大学点検・評価室事務室が行う。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、北里大学学部長会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年11月1日から施行する。